

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月21日

支出負担行為担当官

島根労働局総務部長 宮本 淳子

1 競争に付する事項

(1) 件名 平成29年度就職支援セミナー事業委託契約（再度公告）

(2) 事業の内容

雇用保険受給資格者の再就職を実現するため、求職活動の進め方、自己理解、応募書類の作成、面接技法の向上等に係る講義・実習を内容とした就職支援セミナーを実施する。

(3) 仕様 平成29年度就職支援セミナー事業に関する仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 入札方法

入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し入札すること。

2 競争資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務等の提供等」で「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

①入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札時までには是正を完了しているものを除く。）

②労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

③障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

④高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。

⑤入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

⑥就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。）に係る実績を過去3年以上有する者であること。

⑦平成29年3月29日（水）16時00分までに、仕様書に定める書類を添えて入札参加申込を行うこと。また、開札後の島根労働局職業安定部職業安定課及び公共職業安定所担当者との事前打合せに、事業担当者とともに、講師及び補助員等が出席できること。

⑧就職支援セミナーの講師については、キャリア・コンサルタント等の資格保持者として十分に専門的と認められる者又は企業の人事労務管理経験者等でこれと同等以上と認められる者等、就職支援の専門的な知識・経験を有する者であること。

⑨上記⑩の講師については、同日複数の場所で就職支援セミナーを開催することも考えられることから常時4名以上派遣出来る体制があること。

⑩当該役務の提供にかかる迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ本契約を履行するための体制（個人情報保護に関する措置を含む）を有すること。

（8）その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

（1）入札書類の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階

島根労働局総務部総務課 会計第1係 電話：0852-20-7006

（2）入札説明書等の交付期間 本公告の日から、平成29年3月28日（火）17時まで、上記3（1）の場所にて交付する。

4 入札書類の受領期限及び場所

（1）受領期限 平成29年3月29日（水）16時00分

（2）受領場所 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 島根労働局総務部総務課会計第1係

5 開札

（1）日時 平成29年3月30日（木）14時00分

（2）場所 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 島根労働局専用大会議室

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金 免除

（3）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、平成29年3月29日（水）16時までに入札説明書別紙3により平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し等を上記3（1）まで提出すること。また、入札書の提出時に支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（4）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が（3）の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、もしくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（5）契約書の作成の要否 要

（6）落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると支出負担行為担当官が確認した者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

（7）手続きにおける交渉の有無 無

（8）入札参加者は、仕様書等を熟読し、内容承諾の上、参加すること。

（9）詳細は入札説明書による。

平成29年4月1日までに、平成29年度予算案が成立しない場合は、別途協議する。